

ガーデニング講習会

コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179
(まちづくり推進課 企画調整グループ)

ご家庭で手軽に楽しくできるガーデニング講習を行います。

- 日時 6月30日(水) 13時30分～
- 会場 表町公園(表町45)
※雨天時は総合福祉センター大集会室
- 講師 梅原智哉氏(梅原商店)
- 内容 ご家庭で手軽に楽しくできる花の寄せ植え講習
- 定員 20人
- 参加費 1,000円
- 持ち物 スコップ、軍手
- 募集期間 6月23日(水)まで
※電話でお申し込みください



※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当日はマスクの着用や密を避けるなどの対策を講じた上で実施しますが、状況によっては中止する場合があります。ご了承ください。

花いっぱいコンクール作品募集

コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179
(まちづくり推進課 企画調整グループ)

花と緑による地域の環境美化に取り組んでいる場所や花壇を募集します。

- 対象 町内の個人・自治会・団体が管理する庭や花壇など
- 内容 審査員の審査により、他の模範となる団体および個人を表彰します。個人の部で応募された方には、商品券を差し上げます。
- 応募方法 各自治会のコミュニティ運動推進委員または自治会長に連絡ください。

- 募集期間 7月9日(金)まで
- 審査日 7月20日(火)

▽昨年の受賞作品



団体の部
(東和婦人会)



個人の部
(宇隆・尾谷道子さん)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当日はマスクの着用や密を避けるなどの対策を講じた上で実施しますが、状況によっては中止する場合があります。ご了承ください。

地域再生コミュニティ活動支援

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

地域の活力を再生するために地域課題の解決を図る活動や事業に補助金を交付します。

- 補助対象
 - ・自治会
 - ・実行委員会などの共通目的を持った団体など
 - ・その他町長が認めた団体など
- 補助対象事業
 - ・子育て支援事業
 - ・高齢者支援事業
 - ・空き家対策事業
 - ・防犯・防災対策事業
 - ・その他町長が認める事業
- ※国、北海道およびその他機関の助成金を受けていない事業
- 提出書類
 - ・申請書
 - ・事業計画書
 - ・事業に関する予算書
 - ・写真など事業実施前の状況が分かる資料
 - ・団体の規則
 - ・その他町長が必要と認める書類
- ※申請書は役場にありませ
- 補助金の額 上限30万円
- ※補助対象経費の総額から補助事業の実施に係る収入額を控除した額で、1万円未満の端数がある場合は切り捨て

児童手当現況届の提出

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

6月分以降の児童手当等を受給するためには、現況届の提出が必要です。

現況届は、毎年6月1日の状況について届け出て、6月分以降の児童手当等を引き続き受けるための要件(児童の監護状況、生計関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月分以降の手当の支給が停止されますので、ご注意ください。

また、マイナポータルぴったりサービスから電子申請できます。

- 持参するもの
 - ①児童手当・特例給付現況届用紙
 - ②印鑑
 - ③厚生年金保険等に加入の場合は受給者の健康保険被保険者証の写し
- ※この他にも、状況によって提出する書類があります。

- 提出期限 6月30日(水)

- 提出先 住民課 子育て支援グループまたは上厚真支所

スズメバチ駆除費用助成

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

スズメバチの駆除費用の一部を助成します。

- 対象
 - ①65歳以上の独居高齢者世帯
 - ②65歳以上の高齢者のみの世帯(18歳未満の同居者がいる場合を含む)
 - ③身体障害者手帳3級以上または5級以上の肢体不自由者のみの世帯(65歳以上または18歳未満の同居者もしくはその両方が同居する場合を含む)
 - ④母子家庭の世帯
 - ⑤その他町長が特に必要と認めた場合

スズメバチの駆除は、専門業者に頼みましょう。

夏から秋にかけて、スズメバチの活動が活発となり、軒先などに巣をつくります。スズメバチは攻撃性が高く、不慣れな人が駆除しようとすると刺傷被害の原因にもなり、最悪の場合、死に至る大変危険なハチです。

巣が大きくなるうちに専門知識のある業者に駆除してもらうのが最も安全です。駆除業者の紹介も行いますので、お問い合わせください。

どうしても自分で駆除したい場合は

防護服を着用せず駆除することは、大変危険ですので絶対にやめてください。ご自身で駆除する方に防護服を無償で貸し出しています。事前にご予約ください。

- 助成金額 駆除に要した費用の2分の1以内
- ※駆除1件あたり上限5,000円

- 提出書類 申請書、駆除業者の領収書の写し
- ※印鑑を持参してください。



除草剤の使用について

建設課 土木グループ ☎ 27-2451

除草剤を使用する際は、道路の路肩やのり面の草を枯らさないように注意してください。

除草剤の使用により、道路の路肩やのり面に草や根が無くなると、土がもろくなり、少しの雨でも路肩が崩れてしまい非常に危険です。

道路には、除草剤の過度な使用を避けるようお願いします。



医療給付サービス

住民課 町民生活グループ (総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7871

町では、乳幼児等・ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費を助成しています。

●受給者証が更新されます

現在お持ちの各受給者証の有効期間は7月31日(土)までです。

該当者には、新しい受給者証を7月26日(月)ごろから送付しますので、7月31日(土)までに届かない場合は、ご連絡ください。

●乳幼児等医療受給者証は全道の医療機関で使用できます

乳幼児等医療受給者証は平成30年8月1日から全道の医療機関で使用できるようになりました。医療機関等を受診した際は、必ず保険証と一緒に受給者証を窓口へ提出するようお願いいたします。

■乳幼児等医療費

対象者	0歳～小学生
対象となる医療費	0歳～未就学児▶入院・通院費 小学生▶入院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
乳初	[90] [91] [92]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円)
乳課	[90] [92]	初診料を含めて1割に相当する額 上限57,600円/月 (多数該当：44,400円/月)

■ひとり親家庭等医療費

対象者	ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭)の母親または父親とお子さん(親に扶養されている20歳までの方)
対象となる医療費	入院・通院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
親初	[93] [94] [95]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円、柔道整復師：270円)
親課	[93] [95]	初診料を含めて1割に相当する額 入院の上限57,600円/月 (多数該当：44,400円/月) 通院の上限18,000円/月 (年間上限：144,000円)

■重度心身障害者医療費

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～3級を交付されている方(3級は内部障害のみ)および重度の知的障害のある方(おおむねIQ50以下の方) 精神保健福祉手帳1級の認定を受けている方(通院のみ) ※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入が必要です
対象となる医療費	入院・通院費

受給者証の区分表示	公費負担者番号の頭文字	自己負担額
障初 老初	[45][46][47]	初診時一部負担金のみ (医科：580円、歯科：510円、柔道整復師：270円)
障課 老課	[45][47]	初診料を含めて1割に相当する額 入院の上限57,600円/月 (多数該当：44,400円/月) 通院の上限18,000円/月 (年間上限：144,000円)

後期高齢者医療制度

令和3年度の保険料のお支払いと保険証(被保険者証)の一斉更新について

令和3年度の保険料について、7月に個別にお知らせします。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される方は、本人の保険証、通帳、お届け印を持参して住民課町民生活グループへお申し出ください。口座振替に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。税申告の際の社会保険料控除は、お支払いする方に適用されます。年金からのお支払いの場合は本人が対象になります。

均等割の軽減：世帯の所得に応じて、次のとおり3段階の軽減に変わりました。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間均等割額
43万円+10万円×(給与所得者数-1)	7割	15,614円
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	26,024円
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	41,638円

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。
- 令和2年度に7.75割軽減に該当していた方は、令和3年度に7割軽減へと見直されました。
- ※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
 - 給与等の収入金額が55万円を超える方
 - 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

被用者保険の被扶養者だった方の軽減：この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(52,048円→26,024円) 所得の状況により、均等割の軽減割合が7割に該当することがあります。

保険料の減免：保険料のお支払いが困難な場合は、住民課町民生活グループへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難となった方については、申請により、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。

保険証(被保険者証)が新しくなります：現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日(土)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は1年間です。
 7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**黄色の保険証**をご使用ください。紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課町民生活グループまでお申し出ください。

新しい保険証は
黄色です

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)が新しくなります：現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日(土)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日(日)からは**オレンジ色の減額認定証**をご使用ください。

新しい減額認定証は
オレンジです

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民課町民生活グループへ申請してください。
 区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方
 区分Ⅰ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方

- 世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の方)
- 老齢福祉年金を受給されている方

 ※給与所得がある場合は、令和3年8月以降は給与所得額から10万円を控除して判定